

佐賀県みどりの食料システム推進基本計画

令和5年3月策定

佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、
伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、
神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、
玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

第 1 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本県においては、農林水産業の成長産業化に向けて、関係機関・団体と連携しながら、各般の施策を進めてきました。とりわけ農業分野においては、環境負荷に配慮しながら安全・安心で消費者から支持される高品質な農産物の安定生産を目指すため、令和元年 8 月に策定した「佐賀県『食』と『農』の振興計画 2019」（別紙 1。以下「振興計画」という。）及び令和 5 年 2 月に策定した「佐賀県有機農業推進計画」（別紙 2。以下「推進計画」という。）に基づき、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減する環境保全型農業の取組を推進しています。

こうした取組は、昨今の世界情勢の変化等に伴い懸念される原油や肥料原料の価格高騰に対応し、足腰の強い経営環境づくりにも寄与するものであることから、農業分野だけでなく林業・水産業を含め、すべての分野で「持続可能な発展」をキーワードに、環境負荷の低減や地域資源の有効活用を図っていくことが急務となっています。

一方、国においては、近年、気候変動や生物多様性の減少等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林水産業の持続的発展等を確保する観点から、令和 3 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。さらに、令和 4 年には同戦略を目指す法制度として「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和 4 年法律第 37 号）（以下「みどりの食料システム法」という。）が制定・施行され、同法に基づく国の基本方針（環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。））の公表に伴い、実質的な制度の運用が開始されたところ

です。

本計画は、基本方針に基づき、振興計画及び推進計画が目指す施策の方向性を踏まえつつ、本県における環境と調和した農林水産業の実現を目指して策定するものです。

2. 計画の位置付け

この計画は、みどりの食料システム法第 16 条第 1 項に規定される、都道府県及び市町が共同で作成する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」であり、同法第 16 条第 2 項各号の事項は第 2 のとおりです。

また、計画の推進に当たっては振興計画や推進計画をはじめ、県及び各市町の環境保全や温暖化対策、農林漁業に関する各種推進計画と整合性を図りながら取り組むこととします。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度（2026年度）までとします。

ただし、農林水産業をめぐる情勢変化に的確に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

第2 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

1. 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

目標は、以下のとおり設定します。

目標指標	基準（令和3年）	目標（令和8年）
環境保全型農業直接支払交付金の取組面積	289 ha	600 ha
有機農業の取組面積 ^{注1}	187 ha	230 ha
良質堆肥の流通量	21,000 t	60,000 t
稲わら・麦わらの有効利用率 ^{注2}	90.3 %	91.3 %

注1：有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）（以下「有機農業推進法」という。）における有機農業の面積

注2：稲わら・麦わらの排出量に占める、すき込み及び堆肥として有効利用する率

2. 環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

佐賀県における環境負荷低減事業活動とは、次のいずれかの活動をいいます。

（1）土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動

- ① 有機農業推進法第2条に規定する有機農業の取組
- ② 佐賀県特別栽培農産物栽培表示要綱（令和4年2月1日園第1880号）に基づく生産方式の導入（別紙3）
- ③ 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号）に基づく生産方式の導入
- ④ 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づく生産方式の導入（別紙4）

また、①～④の取組に当たっては、佐賀県における堆肥利活用推進方針（別紙5）に基づく耕畜連携の取組や有機物（堆肥、稲わら、麦わら、緑肥など）の農地等への施用、未利用資源（下水汚泥、食品残渣等）の活用の取組を推進しま

す。

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

- ① 施設園芸におけるヒートポンプ等高効率な熱利用資源の導入や木質バイオマス加温機等バイオマスを活用した熱利用施設の導入、被覆資材の内張・外張による多層化や保温性の高い被覆資材の利用による保温性向上、循環扇等の活用による温度ムラの改善や変温管理・局所加温技術の導入等の取組
- ② 地中熱やビニールハウスにおける重油式暖房機の廃熱、廃CO₂の回収利用等による燃油使用量の削減に向けた取組
- ③ 自動操舵装置やドローン等の先進機器を活用した農業機械の省エネルギー化の取組
- ④ 水稻栽培における中干し期間の延長等の適切な湛水管理による温室効果ガス排出抑制の取組
- ⑤ 強制発酵や放牧等による温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換の取組
- ⑥ 省エネ型高性能林業機械の導入による燃油使用量の削減に向けた取組
- ⑦ 省エネ型漁船用エンジンや発電機関、LED集魚灯等の省エネ機器設備導入による燃油使用量の削減に向けた取組
- ⑧ 農林漁業の事業活動における再生可能エネルギーの活用

(3) その他の環境負荷低減事業活動

- ① 土壌を使用しない栽培技術において、化学肥料・化学合成農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式の導入
- ② バイオ炭や有機物（堆肥、稲わら、麦わら、緑肥など）の農地等への施用による土壌への炭素貯留の取組
- ③ 生分解性プラスチックを用いた資材の使用など、プラスチック排出量の削減等に資する生産方式の導入
- ④ 化学肥料、化学合成農薬の使用削減と生物多様性の保全、その他の環境保全に資する技術を組み合わせた生産方式の導入
- ⑤ その他、国が定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」第二の2の要件に適合し、知事が必要と認める活動

3. 特定区域の設定

今後、市町や関係者と協議して区域を設定する予定

4. 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業※の内容に関する事項

佐賀県では、次の基盤確立事業について、各関係機関等と連携し、新たな技術の開発や普及を推進します。

- ① 高品質な堆肥の生産と化学肥料の使用量削減に向けた堆肥の適正施用技術の開発
- ② 収量及び品質を維持する有機栽培技術の開発

- ③ 地域資源を利用した減化学肥料栽培技術の開発
- ④ 総合防除（IPM）や発生予察による効率的防除技術、難防除病害虫・新規病害虫の防除対策技術の開発

5. 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

佐賀県では、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物及び加工品の流通及び消費を促進し、環境負荷低減事業活動に対する県民の理解や関心を高め、購買意欲を向上させるためにWEBサイト等を活用した情報発信に取り組むとともに、消費拡大に向けた学校給食での利用や地産地消・食育等の推進に努めます。

中でも、特に環境保全型農業により生産された農産物（以下「有機農産物等」という。）については、安定供給に向けた生産拡大を推進するとともに、オーガニックビレッジの取組推進や、有機農産物等を手軽に入手できる環境づくりに向けて県ホームページ等を活用した各種情報発信、実需者とのマッチング等に取り組めます。

6. その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、現場の実情を踏まえつつ、市町と連携した特定区域の設定を通じて、地域のモデル的な取組を創出し、その事例の横展開が図られるよう、県、市町、農業者団体、関係企業等の関係者が連携して対応することとします。

また、施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、計画認定による税制・金融の特例措置、その他国の関連施策を有効に活用するとともに、環境保全にもつながる農業生産工程管理（GAP）を推進するなど、消費者ニーズや現場の実情を踏まえながら、環境負荷低減事業活動の促進に資する施策を講ずることとします。

なお、社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合のほか、必要に応じて計画の見直しなど必要な措置を行うこととします。

第3 推進体制

1. 県及び市町の推進体制

この計画の実現に向けて、県及び市町はそれぞれの農林水産部局を中心に、環境部局とも連携しながら各種施策を一体となって推進するとともに、農林漁業者や消費者に対する情報発信に努め、環境負荷低減事業活動に対する理解醸成を図るものとします。また、県においては、技術開発を担う試験研究機関や農業者への技術指導を行う農業技術防除センター及び農業振興センターが密に連携し効率的な施策推進に取り組めます。

2. 農林漁業団体及び各関係機関との連携

県及び市町は農林漁業団体及び各関係機関と情報交換を図り、環境負荷低減事業活動の取組拡大及び環境に配慮した持続可能な産地形成に向けて連携して取

り組みます。

- (別紙 1) 佐賀県「食」と「農」の振興計画 2019
- (別紙 2) 佐賀県有機農業推進計画
- (別紙 3) 佐賀県特別農産物栽培表示要綱
- (別紙 4) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針
- (別紙 5) 佐賀県における堆肥利活用推進方針

※ 「基盤確立事業」とは、農林水産業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、先端的な技術の研究開発などを行う事業です。